

一般財団法人 日本鯨類研究所賛助会員規程

制定 昭和63年 9月
改定 平成元年 7月
改正 平成25年10月1日

一般財団法人 日本鯨類研究所（以下「本研究所」という。）定款第54条に基づき賛助会員について下記の通り規程を制定する。

第1条 本研究所の目的に賛同するものから入会の申し込みがあり、理事長が適当と認めた場合は、賛助会員として入会を承認する。

第2条 賛助会員は本研究所に年会費を納入するものとし、その額は、一口当たり、法人は1万円、個人は2千円とし、それぞれ一口以上を納入するものとする。

第3条 理事長は納入された賛助会費を法人会計の収入として経理処理するものとする。

第4条 本研究所は会員の理解を深めるため、業務ならびに最近の研究内容等を記した刊行物を送付するものとする。

第5条 賛助会員が、理事長に脱会の申し入れを行ったとき、もしくは賛助会費を2年以上滞納したとき、ならびにその他理事会が特に決定したときは、会員の資格を失うものとする。

附 則

（改正の実施時期）

この改正は、平成25年10月1日から実施する。